

令和5年度テールゲートリフター特別教育等実施計画

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 群馬県支部

令和5年11月29日現在

当群馬県支部では、令和5年度のテールゲートリフター特別教育等を次のとおり実施しますので、お知らせいたします。

< テールゲートリフターの操作に係る特別教育（学科教育）（4時間） >

第1回	令和5年 9月23日（土）	午前8時00分～午後0時40分	終了
第2回	令和5年 9月23日（土）	午後1時50分～午後6時30分	終了
第3回	令和5年10月 8日（日）	午前8時00分～午後0時40分	終了
第4回	令和5年11月26日（日）	午前8時00分～午後0時40分	終了
第5回	令和5年12月23日（土）	午前8時00分～午後0時40分	
第6回	令和6年 1月28日（日）	午前8時00分～午後0時40分	

備 考

対象者は、荷役作業を伴うテールゲートリフターの操作業務に従事する者とする。定員は80名で1事業者4名までとする。教育内容は、学科教育（4時間）で、受講料は会員1名5,500円（消費税500円を含む）、非会員1名11,000円（消費税1,000円を含む）です。

※ 令和6年2月1日以降は、特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターによる荷役作業を行えなくなりますので、現在テールゲートリフターによる作業を行っている人も含め、令和6年1月31日までに忘れずに特別教育を受講してください。

< テールゲートリフター特別教育インストラクター養成講座（5.5時間） >

第1回	令和5年 9月25日（月）	午前9時00分～午後3時30分	終了
第2回	令和5年10月18日（水）	午前9時00分～午後3時30分	終了
第3回	令和5年11月 6日（月）	午前9時00分～午後3時30分	終了
第4回	令和5年12月21日（木）	午前9時00分～午後3時30分	
第5回	令和6年 1月18日（木）	午前9時00分～午後3時30分	

備 考

対象者は、テールゲートリフターの操作に係る特別教育を自社内で実施する事業場の講師となる者とする。定員は40名で1事業者1名までとする。教育内容は、学科教育（5.5時間）で、受講料は会員1名35,200円（消費税3,200円を含む）、非会員1名45,100円（消費税4,100円を含む）です。